



STATE OF HAWAII  
OFFICE OF ELECTIONS  
802 LEHUA AVENUE  
PEARL CITY, HAWAII 96782  
[www.hawaii.gov/elections](http://www.hawaii.gov/elections)

## ファクトシート 2008年選挙 立候補者への異義

注： 本ファクトシートは情報提供のみを意図している。州改正法第11-118条から12-8条や立候補者への異義に関する法のその他資料を参照のこと。

### I. 立候補者への異義

ハワイ州改正法 (HRS) 第12-8節により、ハワイ州改正法第12-3節に則って申請された立候補届け出は、当該立候補者の立候補届け出に対する書面による異義申し立てがない限り有効とみなされる。異義申し立てをすることができるのは、登録有権者、選挙管理局長の記録に氏名記載のある政党役員、選挙管理局長、さらに郡選挙の場合は郡の事務官である。

### II. 異義申し立ての締切り

異義申し立ては予備選挙または特別選挙の30日前またはその直後の平日の4:30p.m.までに申請されなければならない。登録有権者による異義申し立ては選挙管理局長または(郡選挙の場合は)郡の事務官に申請される。政党役員による異義申し立ては巡回裁判所に申請される。

2008年選挙の立候補者への異義申し立て申請の締切りは：

**2008年8月21日 (木) 4:30 p.m.**

### III. 異義通知の受理

異義通知の受理後、選挙管理局長または郡選挙の場合は郡の事務官は、異義の対象である立候補者に配達証明郵便または書留郵便で通知を行なう。政党役員が異義申し立てを申請した場合は、当該政党の役員が異義の対象である立候補者に配達証明郵便または書留郵便で通知を行なう。

#### **IV. 暫定判定 / 決定**

選挙管理局長または郡選挙の場合は郡の事務官は、異義申し立ての受理から5平日以内に当該異義の是非に対する暫定判定を行なう。判定に際して選挙管理局長または郡の事務官は事実確認のための会議を開くことができる。

#### **V. 巡回裁判所への告訴申し立て**

選挙管理局長または郡選挙の場合は郡の事務官が欠格事由を認めた場合、選挙管理局長 / 郡の事務官は異義申し立ての申請 / 受理の日から7平日以内に巡回裁判所に告訴を申し立てる。

政党が、その規則により立候補者が当該政党の党员ではないという事由で当該立候補者の立候補届け出に異義申し立てをする場合は、当該政党の役員は予備選挙または特別選挙の30日前またはその直後の平日の4:30p.m.までに異義を巡回裁判所に申請しなければならない。

#### **VI. 巡回裁判所の召喚**

巡回裁判所は原告（立候補者）に対して召喚の伝達の日から（カレンダー上の）5日目の4:30p.m.までに出廷するよう召喚する。

#### **VII. 巡回裁判所の判決 / 判定**

巡回裁判所は告訴の審議から（カレンダー上の）4日目の4:30p.m.までに、選挙管理局長または郡の事務官に判決を言い渡す。

巡回裁判所の判決が立候補者は欠格されるべきではないとするものである場合は、立候補者は議席のための選挙に立候補することができる。

巡回裁判所の判決が立候補者を欠格するものである場合、

1. 判決が立候補申請締切り（投票用紙の印刷）に先立つ場合：

選挙管理局長 / 郡の事務官は立候補者として欠格となった立候補者の政党党首に通知する。当該政党は空席の発生日から（カレンダー上の）3日間以内に代替立候補者の氏名を選挙管理局長 / 郡の事務官に通知することによって空席を埋めることができる。

2. 判決が立候補申請締切り（投票用紙の印刷）の後である場合：

選挙管理局長 / 郡の事務官は立候補者として欠格となった立候補者の政党党首に通知する。選挙管理局長 / 郡の事務官は、投票用紙上の当該立候補者の氏名に取消線を引くか、または選挙当日に該当する投票所に欠格の告知を目につきやすいように掲示することを命令することができる。

**1993年ハワイ選挙法ハンドブックからの抜粋**

**§11-117 立候補者の取消、欠格、死亡；通知**

- (1) A立候補者は、理由のいかんにかかわらず、立候補締切りの翌日の4:30p.m.までに立候補の取消をすることができ、また健康上の理由により、立候補締切りから選挙の20日前の4:30 p.m.までに立候補の取消をすることができる。健康上の理由により立候補の取消をする場合、立候補者は書面にて、連邦議会議席または州議会議席に立候補していた場合は選挙管理局長に、郡の議席に立候補していた場合は郡の事務官に通知を行なう。当該通知には、免許を有する医師による病状が命にかかわる可能性があるとする声明書が添付されていなければならない。
- (b) 死亡、立候補取消、欠格判定の通知を受け取った場合、選挙管理局長または事務官は、死亡、立候補取消、欠格判定となった立候補者の所属する政党党首に連絡をする。立候補の締切りと投票用紙の印刷の後に立候補者が死亡、立候補取消、欠格判定となった場合、選挙管理局長または事務官は、投票用紙上の当該立候補者の氏名に取消線を引くか、

または選挙当日に該当の投票所に、死亡、立候補取消、欠格の告知を目につきやすいように掲示することを命令することができる。かなる場合にも立候補申請料金は申請後に返金されない。[L 1970, c 26, pt of '2; am L 1972, c 77, '5; am L 1973, c 217, '1(ii); am L 1983, c 34, '15; am L 1990, c 7, '2]

- (c) かなる場合にも立候補申請料金は申請後に返金されない。[L 1970, c 26, pt of '2; am L 1972, c 77, '5; am L 1973, c 217, '1(ii); am L 1983, c 34, '15; am L 1990, c 7, '2]

#### **'11-118 空席 ; 新立候補者 ; 投票用紙への氏名挿入**

- (1) 所属政党がどの政党であっても、立候補の締切り後に立候補者が死亡、立候補取消、欠格判定となった場合、当該政党はその空席を埋めることができる。政党は、選挙管理局長または郡選挙の場合は郡の事務官から、死亡、立候補取消、欠格判定の通知をただちに受け取る。
- (b) 代替立候補者が立候補届け出に記入の上正しい署名欄に署名し、法の規定に則って宣誓または確約を行なうことを前提として、政党が空席を埋め、空席発生日から3日目の4:30p.m.までに、かつ予備選挙または特別予備選挙の50日前の:30p.m.までまたは特別選挙、本選挙または特別本選挙の40日前の:30p.m.までに選挙管理局長または事務官に通知を行なった場合は、当該代替立候補者の指名はアルファベット順とは限らないが投票用紙の適切な場所に印刷される。政党が本小節に則って空席を埋めなかった場合は、当該選挙の投票用紙に当該政党の立候補者名は印刷されない。
- (c) 投票用紙が印刷済であり代替立候補者の氏名の挿入が合理的に可能ではない場合は、選挙管理局長は、空席を作った立候補者への投票は計数され、その結果は以下のようみなされることを一般に告知する告知書を発行する。

#### **(1) 予備選挙または特別予備選挙の場合 :**

- (A) 政党間で議席が争われる選挙において、立候補者の空席にもかかわらず、第12-21(a)節により空席を作る立候補者が指名されたはずである結果となった場合、当該政党が第(b)節によって埋めるべき指名枠が空席として残る。
- (B) 無党派間で議席が争われる選挙において、立候補者の空席にもかかわらず、第12-41(b)節により空席を作る立候補者が本選挙または特別本選挙の立候

補者として資格を得たはずである結果となった場合、その次に最も多くの投票数を得た無党派立候補者の氏名が、第12-21(b)節の要件を満たすことを条件に、当該立候補者が投票用紙に記載される。

(2)本選挙、特別選挙または特別本選挙において、立候補者の空席にもかかわらず、空席を作る立候補者が当選したはずである結果となった場合、当該選挙の対象であった議席が空席となり、当該空席は、死亡、取消、解任により選出者が全任期を勤められないことによる空席に関する法律の規定する方法によって埋められる。

(3) その他の場合において、立候補者の空席にもかかわらず、空席を作る立候補者が当選したとみなされたはずである結果となった場合、当該選挙の対象であった議席が空席となり、当該空席は、死亡、取消、解任により選出者が全任期を勤められないことによる空席に関する法律の規定する方法によって埋められる。

(d) 各政党は本条項に準拠するための規則を設け、その規則を選挙管理局長に提出しなければならない。

(e) 選挙管理局長または事務官は、選挙管理局長の採択する規則に従って、特別な事情のある場合には前述の規定の一部または全部の適用を差し控えることができる。 [L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '1(jj); am L 1980, c 247, '1; am L 1983, c 34, '16; am L 1986, c 305, '1; am L 1990, c 7, '3, am L 2000,c 124, '1]

### **'12-3 立候補届け出；書式；限定**

(1) 立候補者のために、当該立候補者が一般に知られている名前において立候補届け出が提出されていなければ、いかなる立候補者の氏名も予備選挙、特別予備選挙、または特別選挙に使用される投票用紙に印刷されない。立候補届け出は選挙管理局長が指定する規定する書式を用い、以下の情報を十分に記載していなければならない。

(1) 立候補者に投票する資格を有することを表明する、登録有権者による署名入りの表明。

(2) 立候補者に対して発行された立候補届け出書に記載の議席に当該立候補者を指名することを表明する、登録有権者による署名入りの表明。

(3) 立候補者の在住する住所と郡。

(4) 立候補者の法律上の氏名、法律上の氏名と異なる場合は一般に知られている氏名、立候補の対象の議席、所属する政党または無党派であるかどうか。これらはすべて届け出書式を立候補者に渡す前に、選挙管理局長または事務官によって記入される。

(5) 届出書式に署名する各登録有権者の氏名、署名、生年月日、ソーシャル・セキュリティ番号、住所、その他の選挙管理局長の定める事項の記入欄

(6) 立候補者が法のもとに立候補する議席に必要な資格を有しており、また立候補届出書に署名する登録有権者の提供する情報を除く立候補届出書のすべての情報は真実であり正しいと立候補者が断定したとする立候補者の自己宣誓による宣誓証明

(7) 立候補者が党员であるとする所属政党の自己宣誓による宣誓証明

(8) 必要に応じて、立候補者がハワイ州憲法第7節第II条の規定を遵守しているとする立候補者の自己宣誓による宣誓証明

(9) 必要に応じて、立候補者が重罪犯罪者に関する第831-2節を遵守しており、立候補資格を有しているとする立候補者の自己宣誓による宣誓証明

(10) 立候補者が投票用紙に印刷を希望する氏名と立候補者の郵送先住所

(b) 登録有権者の署名は前述の書式に従って書きまたは印刷により立候補届出書に記載されていない限り有効ではない。届出書に別紙が添付される場合は、別紙には立候補者名、所属政党または無党派であること、立候補する議席と選挙区名が選挙管理局長または事務官によって記載されていなければならない。立候補届出書と別紙は選挙管理局長または事務官によって用意される。

(c) 立候補届出書は同一個人から複数の政党のために、また複数の議席のために申請できず、また同一個人は政党立候補者としてと同時に無党派立候補者として申請できない。  
。

- (d) 立候補する議席と選挙区、立候補者氏名、所属政党または無党派であることは、立候補届出書および別紙に記載の内容から変更することができない。立候補届出書に記載の内容と異なる議席や選挙区への立候補や異なる政党所属または無党派としての立候補を希望する場合は、立候補者は選挙管理局長または事務官に適切な立候補届出書を請求し、必要数の登録有権者署名を集めることができる。
- (e) 選挙管理局長または事務官による発行後に、選挙管理局長または事務官を除く個人によって、立候補者の情報、所属政党または無党派であること、立候補する議席、忠誠や確認の宣誓に修正や変更が加筆された立候補届出書は無効となり、選挙管理局長または事務官に受理されない。
- (f) すべての証明、署名、必要事項を含まない不完全な立候補届出書は無効となり、選挙管理局長または事務官に受理されない。 [L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '2(b); am L 1975, c 36, '2(2); am L 1979, c 139, '6; am L 1980, c 264, '2; am L 1983, c 34, '19; am L 1997, c 288, '1]

#### **'12-8 立候補届出書；異義申し立て、事実審理および判定**

- (1) 第12-3節に則って申請された立候補届出書は、登録有権者、選挙管理局長の記録にある政党役員、選挙管理局長または郡の場合は郡事務官によって異義申し立てが行なわれない限り、有効である。異義申し立ては、書面によって予備選挙または特別選挙の30日前またはその直後の平日の4:30p.m.までに提出されなければならない。
- (b) 登録有権者による異義申し立てがなされた場合、異義申し立ての対象の立候補者は、選挙管理局長または郡の場合は郡事務官から書留郵便または受取証明郵便によって通知を受ける。
- (c) 政党役員から巡回裁判所に異義申し立てがなされた場合、異義申し立ての対象の立候補者は、当該政党の役員から書留郵便または受取証明郵便によって通知を受ける。
- (d) 政党役員から巡回裁判所に直接異義申し立てがなされた場合を除き、選挙管理局長または郡の場合は郡事務官は、異義の是非に対する暫定判定を行なうために必要な権限を有する。ただし本小節のいかなる部分も立候補者に第91-1(5)節に規定される事務的論争審

議の権利を与えるものと解釈されない。選挙管理局長または郡の場合の郡事務官は、異義申し立ての日から5平日以内に暫定判定の結果を出す。

- (e) 選挙管理局長または郡の場合の郡事務官が、異義が立候補者の欠格の正当な根拠となり得ると判定した場合、選挙管理局長または郡事務官は巡回裁判所に異義申し立ての判定を委ねる訴状を申請する。ただし訴状は巡回裁判所の事務官に異義申し立ての日から7平日目の4:30p.m.までに提出されなければならない。
- (f) 政党が、第11-63節に則って申請された党規則により立候補者が当該政党の党员ではないという事由で立候補者の立候補届出書に異義を申し立てる場合は、選挙管理局長の記録に氏名が記録されている当該政党の役員は、異義の迅速な判定を求めて巡回裁判所に訴状を提出する。ただし訴状は当該選挙の30平日前またはその直後の平日の4:30p.m.までに訴状を巡回裁判所の事務官に提出されなければならない。
- (g) 選挙管理局長の記録に氏名が記録されている政党役員または選挙管理局長または郡の場合の郡事務官によって巡回裁判所に訴状が提出された場合、巡回裁判所の事務官は訴状の対象である原告に対して召喚の伝達の日から5日目の4:30p.m.までに出廷するよう召喚する。
- (h) 裁判所は異義申し立て審問を略式に行ない、審問において証拠を書式にまとめ、審問から4日目の4:30p.m.までにすべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。判決は訴状に記載された異義に対する判定を含み、場合によっては判決の認証写を選挙管理局長または郡事務官に提供する。
- (i) 判決により立候補者が欠格となる場合、選挙管理局長または郡事務官は立候補者の欠格に関する第11-117節と11-118節に規定される手続きに従う。 [L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '2(d); am L 1975, c 36, '2(4); am L 1977, c 189, '2(2); am L 1990, c 125, '1; am L 1997, c 288, '3]

本ファクトシートは情報提供のみを目的としたもので、ハワイ州の選挙法や立候補申し込みの締切などにおいて権限を持つ文書ではありません。必要条件や締切期日などは、法律の改正によって変更がある場合があります。正確な情報について詳しくは、ハワイ州改正法その他の資料で確認してください

Office of Elections  
802 Lehua Avenue  
Pearl City, Hawaii 96782  
Phone: 808-453-VOTE(8683)  
Neighbor Island Toll Free: 1-800-442-VOTE(8683)

Office of Elections – FSBO114F (07/16/07)